募集要項の概要

<u>募集要項の機要</u>						
施設名項目		「堺市立美原体育館等」				
Ι	施設設置目的・II 事業内容に関する事項					
		堺市立美原体育館:美原区多治井878-1 堺市美原多治井運動広場:美原区多治井878-3				
1	対象施設の名称・場所	堺市美原みの池運動広場:美原区阿弥 377-1 堺市美原さつき野運動広場:美原区さつき野西 2-22-1				
	P.1	堺市美原 B&G 海洋センター体育館:美原区阿弥 377-1 堺市美原 B&G 海洋センター第 1 プール:美原区小平尾 405-9				
		堺市美原 B&G 海洋センター艇庫:美原区小平尾 405-7 東除川多治井井堰ポンプ場:堺市美原区小平尾 593-2				
		・利用申込の受付等に関する業務 ・堺市スポーツ施設情報システムに関する業務 ・利用料金の収受に関する業務				
2	指定管理者が行う業務	・トレーニング機器の調達、管理に関する業務 ・ニュースポーツ用具の貸し出しに関する業務 ・人員の配置等に関する業務				
	P.2	・施設利用案内等に関する業務 ・苦情、要望対応に関する業務 ・個人情報の安全管理措置 ・その他使用料等の徴収に関する業務				
		・施設等の維持管理に関する業務 ・その他の業務				
		・体育館条例、スポーツ施設条例及び海洋センター条例に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理				
3	管理の基本的な考え方	・政治的行為等の禁止・利用者の人権を尊重したサービスの提供・法令遵守・効果的、効率的な管理運営による経費の縮減				
	P.3	・利用者等の意見を管理業務に反映したサービスの向上 ・新規利用者の獲得や施設活性化に向けた創意工夫 ・施設設備の適正な維持管理 ・				
	**************************************	・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 ・樹木、植栽等の適切な育成及び良好な景観の保持 ・ICT の積極的な活用 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで(5 年間)。この期間は、市議会の議決を経て決定する。				
	指定期間(予定)P.4					
<u>6</u>	自主事業 P.4					
	管理経費等 P.6	・会計年度(4月1日~3月31日) ・管理運営業務に要する経費 ・ おおおおい ・ おおお ・ おおお ・ おおお ・ おおお ・ おお ・				
6		・指定管理料に含まれる経費(人件費・管理費)※修繕費については、精算。 ・指定管理料の支払い時期 ・指定管理者の収入(指定管理料・利用料金・自主事業収入) ・自主事業の実施に係る経費 ・自主事業収益の還元の取扱 ・経理事務				
	AUDINAM DO	・指定管理者の収入(指定管理料・利用料金・自王事業収入) ・自王事業の実施に係る経費 ・自王事業収益の遠元の取扱 ・経理事務 ・利用料金制の採用 ・減免基準及び減免による減収分の補填なし ・消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応				
7	利用料金等 P.9					
	管理の基準 P.10	・関係法令等の遵守 ・開館(場)時間及び休館(場)日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・使用許可等 ・守秘義務等 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・ 障害を理由とする美別の解消の推進				
8		・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・本本の施策との教会・障害者等対際困難者の雇用、本内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの確成、環境問題への取組、暴力団排除				
		・本市の施策との整合:障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除 ・本取るの認力:思力共同会団、終電、災害対策、禁煙など本の疾等なの持続的な認力。				
	・市政への協力:男女共同参画、節電、災害対策、禁煙など市の施策への積極的な協力					
9	目的外の取り扱い P.14 ・行政財産の貸付け ・目的外使用の取り扱い等					
	事業計画書 P.14	・管理運営方針 ・従業員の配置 ・従業員名簿 ・研修計画 ・個人情報の保護方針及び保護措置 ・情報公開方針及び広報計画				
(10)		・利用促進計画、サービス向上の方策 ・モニタリング計画 ・管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針 ・第三者への委託計画				
		・苦情、要望への対応 ・危機管理及び緊急時対策 ・収支計画 ・目標設定と目標達成の方策等				
	リスク分担 P.15	「堺市立美原体育館等指定管理者募集要項(資料編)」資料 2「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施 管理運営に伴る租税の負担が生じた場合は指定管理者が負担				
12	管理運営に伴う租税 P.15	管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は指定管理者が負担				
	保険加入 P.15	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入 管理学系の第三者系託の不可、ただし、答案の学系について、あらかじめ市の承認を得た場合は系託可				
(14)	第三者への委託 P.16	管理業務の第三者委託の不可。ただし、資料 3 記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。				
15						
16	定期会議の開催 P.16	(2)(1)の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。				
	定粉五國の州區 [10]	情報交換、業務の調整等を図る定期会議を原則2か月ごとに開催				
170	ニタリング等 P.16	・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示、評価の実施 ・第三者によるモニタリングの実施(指定管理者の指定後、別途通知)				
18	管理業務の報告 P.17	・第二者による七一タリングの実施(指定官理者の指定後、別述通知) ・会計年度終了後の事業報告書の提出、公開 ・四半期ごとに定期報告書の提出 ・緊急事態等の報告				
_	継続困難になった場合の措置					
¹	・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。					
		・ 不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しかできる。 ・ 指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・ 従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等				
20	引継ぎ等 P.18	・指定後の中及び現指定管理者との引継さ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復				
_	管理業務に関する評価	・指足期間間」又は指足の取得りによる、次期指足官は自べり引起されて引起されていた。				
	P.18	世上ラウララ紀末をもこに、中皮終了後に指定管理者による一次計画、所管跡による二次計画を実施。第二省の外間有職者の思究職取、管理業務への反映。 要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。				
\blacksquare	募集に関する事項					
		募集要項の公表(市 HP)	令和5年10月23日(月)~12月8日(金)	応募書類の受付	令和5年12月6日(水)~12月8日(金)	
1	公募選定のスケジュール	施設の現地説明会	令和5年11月2日(木)	書類審查•面接審查	令和5年12月下旬(予定)	
	P.19	質問書の受付 質問書の回答(市 HP)	令和5年11月6日(月)~11月9日(木) 令和5年11月24日(金)(予定)	選定結果の通知 市議会による指定管理者の議決	令和6年1月上旬(予定) 令和6年3月(予定)	
2	応募資格等 P.19	対し着の回答(中 FP) 中和 5 年 1 1 月 2 4 日(並)(アル) 中議会による指述管理者の議決 中和 6 年 3 月(アル) スポーツ振興に関する事業の実績を有し、かつ管理運営業務を円滑に遂行することができる能力を有する法人その他の団体又はグループ				
3	市長が定める要件 P.20	応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与(上限6点)				
4						
IV		是出書類に関する事項 P.23 「堺市立美原体育館等指定管理者募集要項(様式編)」参照				
V		選定及び指定に関する事項				
	選定審查方法 P.26					
2	選定結果通知等 P.27					
	指定管理者指定等 P.27	展定結果については、「月上旬を日返に文書で週刊し、「月日とと公表。 候補者の決定後、市議会で指定議案の議決を経て指定。				
	協定に関する事項 P.27	候網者の決定後、中議会で指定議条の議決を経て指定。 指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結				
4		Eに関する事項 2.27				

VI その他 ①注意事項 ②添付資料 P.27